



野田市

Noda City

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 第2回 事業者説明会

平成28年2月16日

野田市保健福祉部介護保険課

本日の説明会の位置づけ

○今回の説明会は、主に次の説明を中心としています。

- 対象

居宅介護支援事業所

- 主な内容

- ・ 総合事業について
- ・ 事業対象者の決定
- ・ 総合事業の留意点
- ・ 契約・請求
- ・ 介護予防ケアマネジメント
- ・ 基本チェックリストの考え方
- ・ 介護保険申請書類における個人番号の記載について

* 今回の説明は、説明会開催時点での内容です。追加・修正等があった場合は、改めてお知らせします。

総合事業について

総合事業移行のポイント

- ◎平成28年3月1日から総合事業を開始。(3月実施分から移行)
- ◎これまで介護予防給付として実施していた介護予防訪問介護、介護予防通所介護を、同じ基準のまま総合事業に移行。
- ◎現行のサービス利用者のうち、認定更新となる方から順に毎月移行。1年かけて全部の移行対象者が総合事業に移行。
- ◎基準や単価(加算、負担割合等も含む)は、現行の介護予防給付と同じ。
- ◎契約書、重要事項説明書等の準備が必要。
- ◎請求は、これまで同様、国民健康保険団体連合会を通して行う。
(サービスコードが変わります)。
- ◎多様なサービスは、今後検討。

総合事業の対象者について

①平成28年3月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方

(認定有効期間の開始年月日が平成28年3月以降の要支援者)

②平成28年3月以降に、基本チェックリストで事業対象者と判定された方

	平成28年												平成29年												平成30年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
例1 現在の認定有効期間 H27.3.1～H28.2.29	⇒		H28.3.1から総合事業																									
例2 現在の認定有効期間 H27.7.1～H28.6.30	⇒		H.28.6.30まで予防給付		⇒		H28.7.1から総合事業																					
例3 新規申請					⇒		認定有効期間の開始年月日から総合事業																					

野田市が実施する訪問型サービス／概要・人員基準

サービス名称	第 1 号訪問事業（旧介護予防訪問介護に相当する事業）
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの継続が必要なケース ○身体介護、生活援助が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等
サービス内容	○現行の介護予防訪問介護のサービスを基準とし、訪問介護員（専門職）による身体介護・生活援助
実施方法	○事業者指定（国保連を経由した審査・支払）
報酬単価の考え方	○介護予防訪問介護における報酬と同等
限度額管理の有無	○有（国保連で管理）
人員・設備・運営基準	○介護予防訪問介護における基準と同等
算定単位	月額包括単価 *ただし、月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割コード×サービス提供日数
サービスコード	A 1 （平成27年4月1日みなし指定）／ A 2 （平成28年3月1日指定）
単価 ※加算等も含め、詳細は別紙サービスコード表を参照	○国が規定した訪問型サービス（みなし）の算定構造、単位数と同等 ※1単位 10.21円 ■訪問Ⅰ：週1回程度 月1,168単位（ 11,925円） ■訪問Ⅱ：週2回程度 月2,335単位（ 23,840円） ■訪問Ⅲ：週2回を超える程度 月3,704単位（ 37,817円）
加算等	○国が規定した訪問型サービス（みなし）と同等 ■初回加算 ■生活機能向上連携加算 ■介護職員処遇改善加算 等
対象	■訪問Ⅰ：要支援1・2・事業対象者 ■訪問Ⅱ：要支援1・2・事業対象者 ■訪問Ⅲ：要支援2
利用者負担	介護給付の利用者負担割合（報酬の1割。ただし、一定以上所得のある利用者は2割）

* 事業対象者・・・基本チェックリストの実施によって総合事業を利用する、総合事業の対象者のこと

野田市が実施する通所型サービス／概要・人員基準

サービス名称	第 1 号通所事業（旧介護予防通所介護に相当する事業）
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの継続が必要なケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース
サービス内容	○現行の介護予防通所介護のサービスを基準とし、以下のサービスを提供 生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴 等
実施方法	○事業者指定（国保連を経由した審査・支払）
報酬単価の考え方	○介護予防通所介護における報酬と同等
限度額管理の有無	○有（国保連で管理）
人員・設備・運営基準	○介護予防通所介護における基準と同等
算定単位	月額包括単価 *ただし、月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割コード×サービス提供日数
サービスコード	A 5 （平成27年4月1日みなし指定）／ A 6 （平成28年3月1日指定）
単価 ※詳細は別紙サービスコード表を参照	○国が規定した通所型サービス（みなし）の算定構造、単位数と同等 ※ 1 単位 10.14円 ■通所Ⅰ：週 1 回程度 月 1,647 単位（16,700円） ■通所Ⅱ：週 2 回程度 月 3,377 単位（34,242円）
加算等	○国が規定した訪問型サービス（みなし）と同等 ■運動器機能向上加算 ■口腔機能向上加算 ■介護職員処遇改善加算 等
対象	■通所Ⅰ：要支援 1・事業対象者 ■通所Ⅱ：要支援 2
利用者負担	介護給付の利用者負担割合（報酬の 1 割。ただし、一定以上所得のある利用者は 2 割）

事業対象者の決定

事業対象者の決定①

■相談・聞き取り・総合事業の説明（介護保険課・支所・出張所・地域包括支援センター）

○被保険者から相談目的(希望サービス)を確認する。
《要支援1相当の総合事業のみを希望する場合》
要介護認定等申請と基本チェックリストの実施の2つの方法があることを説明し、どちらを選択するか確認する。原則として、要介護認定等申請を勧める。
⇒要介護認定等申請希望の場合、申請を案内する。
⇒基本チェックリストの実施を希望した場合、担当包括を案内する。
※明らかに要介護状態である場合、又は要介護認定を必要とするサービスを希望の場合は要介護認定等申請を案内する。
※第2号被保険者は、要介護認定等申請を案内する。

要支援認定者

認定更新時、認定の更新 又は基本チェックリストを選択

■基本チェックリストの実施（担当地域包括支援センター）

○改めて総合事業の趣旨を説明し、相談内容を確認する。
※必要に応じて要介護認定等申請を案内する。
○基本チェックリスト実施を希望した場合、基本チェックリスト実施申込書に記入してもらう。
○担当包括が、本人と直接面接で基本チェックリストを実施する。
※H28年度は、新規の基本チェックリスト実施希望者については、原則として担当包括が実施する。

認定申請

■事業対象者の特定

○基本チェックリストの点数を算出し、事業対象者の基準に該当するか判断する。
基本チェックリストを実施した場合でも、介護保険申請が必要と判断した場合は、要介護認定等申請を案内。
○事業対象者基準に該当しない場合…民間サービスや一般介護予防事業等を紹介する。
○事業対象者基準に該当した場合……アセスメントシートで本人状況の聞き取りを実施し、介護予防ケアマネジメント依頼届を記載してもらう。並行して、包括内で地域ケア個別会議を実施することを説明する。

事業対象者の決定②

■ 事業対象者の特定



■ 基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメント依頼届（必要者のみ）の提出

○事業対象者基準に該当の場合、基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメント依頼届、被保険者証（あれば）を介護保険課に提出する。
○事業対象者基準に非該当の場合は、基本チェックリストのみ介護保険課に提出する。



■ 事業対象者の決定 （資格確認及び被保険者証の発送）

○介護保険課にて資格の確認をし、事業対象者を決定する。被保険者に介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を発送する。



■ 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始

○ケアマネジメント担当者が訪問し、契約及び重要事項説明等を行う。アセスメントに基づきケアプランを作成し、適切なサービスが提供され、本人が自立できるよう必要な支援を行う。



■ 地域ケア個別会議の実施

○地域包括支援センターにおいて、基本チェックリストによる事業対象者基準に該当した者について、地域ケア個別会議を開催し、自立支援のためのケアマネジメントについて検討する。



総合事業の留意点

住所地特例者の取扱いについて

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行う。したがって、他市町村の被保険者であっても、野田市に施設がある住所地特例対象者については、野田市の総合事業のサービスを提供する。

【住所地特例対象者に対して提供されるサービス】

	保険者市町村	施設所在市町村	利用できるサービス
①	給付のみ実施	給付のみ実施	給付
②	給付のみ実施	総合事業を実施	総合事業
③	総合事業を実施	給付のみ実施	給付
④	総合事業を実施	総合事業を実施	総合事業

* 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの実施の際は、被保険者証の住所欄を必ずご確認ください。住所欄が野田市であれば総合事業実施の対象となります。

遠隔地（住民票とは異なる市町村に居住されている方）の取扱い

- 実際の居住地が遠隔にある要支援者・事業対象者の介護予防支援，介護予防ケアマネジメントについては、当該住所地の地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所への委託を活用し、要支援者，事業対象者の居住地の居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメント業務を委託する方法などが考えられる。その場合、保険者市町村の定める基準に従って行うものとする。

《留意事項》

野田市以外に住民票がある利用者（保険者が他市町村）を担当する場合には、保険者が総合事業を開始しているか否かで対応が変わりますので、必ず保険者に確認をお願いいたします。（平成28年3月時点で変更となる可能性もあります。）

他市に所在する事業所によるサービス提供

○野田市の被保険者が野田市在住のまま、他市の事業所のサービスを受ける場合、以下ようになります。

(1) 現行相当サービスを実施する事業所

事業所がみなし指定を受けていれば、野田市在住の被保険者が、他市の総合事業によるサービスを利用することが可能です。みなし指定を受けていない場合は、事業所が野田市の指定を受けた後、総合事業のサービスを利用できます。

(2) 緩和した基準のサービスを実施する事業所

野田市は緩和した基準のサービスを実施していないため、野田市在住者は当該サービスの利用はできません。

サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担

チェックリストと介護予防ケアマネジメントによりサービスを利用できる時期と、要支援認定又は要介護認定の時期がずれる場合におけるサービスに要した費用の支払いは、以下のようになる。

●要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係

	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当 事業対象者	全額自己負担	給付分は全額自己負担。 介護予防ケアマネジメント も含めた総合事業分は 総合事業費より支給。	介護予防ケアマネジメント も含めて、総合事業費より 支給
要支援認定	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含 めた給付分は予防給付より支 給。 総合事業分は総合事業費より 支給。	介護予防ケアマネジメント も含めて、総合事業費より 支給
要介護認定	介護給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含 めた給付分は予防給付より支 給。 介護給付サービスの利用を開 始するまでのサービス提供分 は総合事業費より支給。	介護給付サービスの利用 を開始するまでのサービス 提供分は総合事業費より 支給

○サービス事業に関する費用の支払について
要介護認定等を受け、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果が出た日より前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるものとする。

○事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。

* サービス事業・・・ここでは、総合事業に移行したホームヘルプ及びデイサービスを示します。

暫定プランに基づいたサービス利用における留意点

- 要介護者は「サービス事業」のサービスを利用することはできない。また、要介護認定は、その申請日に遡り認定有効期間が開始される。
- そのことから「サービス事業」のサービスを利用した事業対象者が要介護に認定された場合に、その利用した費用の全額が自己負担になることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することが可能となっている。
- 地域包括支援センターは、要介護認定の結果を待つ間、サービス事業によるサービスを利用した介護予防ケアマネジメントを行う場合、居宅介護支援事業者等の介護支援専門員と連携・調整し、利用者の全額負担となるようなケースを発生させないよう留意すること。

参考例（厚生労働省 H.27.3.31版Q & A）

Q：基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担となるのか。

A：要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って、要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となる。

- ①要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため、総合事業の訪問型サービス利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。
- ②事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。

総合事業請求の際のサービスコードについて

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類

サービス 種類 コード	サービス種類名	野田市での名称	内容
A1	訪問型サービス・みなし	第1号事業(旧介護予防訪問介護に相当する事業)	平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護の指定を受けている事業所。
A2	訪問型サービス・独自		平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護の指定を受けていない事業所。
A5	通所型サービス・みなし	第1号事業(旧介護予防通所介護に相当する事業)	平成27年3月31日以前に介護予防通所介護の指定を受けている事業所。
A6	通所型サービス・独自		平成27年3月31日以前に介護予防通所介護の指定を受けていない事業所。
AF	介護予防ケアマネジメント	第1号介護予防支援事業	総合事業サービス事業のみ利用の場合の介護予防ケアマネジメント

野田市における地域単価

* 野田市は、平成28年2月現在7級地

サービス種類コード	7級地の単価
A1（訪問型サービス・みなし）	10.21円
A2（訪問型サービス・独自）	10.21円
A5（通所型サービス・みなし）	10.14円
A6（通所型サービス・独自）	10.14円
AF（介護予防ケアマネジメント）	10.21円

◎ A2・A6は、平成27年3月31日までに県の指定を受けておらず、改めて市の指定を受ける事業者にお使いいただきます。

介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援

区分			サービスコード		単位
			種類	項目	
事業対象者	介護予防ケアマネジメント費 (ケアマネジメントA)	介護予防ケアマネジメント	AF	2111	430単位
		初回加算	AF	4001	300単位
		小規模多機能連携加算	AF	6131	300単位
要支援1・2	介護予防支援費	介護予防支援費	46	2111	430単位
		初回加算	46	4001	300単位
		小規模多機能連携加算	46	6131	300単位
	介護予防ケアマネジメント費 (ケアマネジメントA) ※サービス事業のみ利用の場合	介護予防ケアマネジメント	AF	2111	430単位
		初回加算	AF	4001	300単位
		小規模多機能連携加算	AF	6131	300単位

- * 野田市では、月額包括報酬の単価で請求をしていただきます。その場合、サービスの利用開始・終了時など例外的に日割り請求を行うパターンがありますので、別添の月額包括報酬の日割り請求にかかる適用の資料にてご確認ください。
- * サービスコードのCSVファイルは、改めて野田市ホームページに掲載します。

サービス事業のコードは別添資料参照

介護予防ケアマネジメントの加算の取扱いについて①

○.初回加算

現行の指定居宅介護支援，指定介護予防支援における基準に準じて算定できる。

- (1)新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合
(契約の有無に関わらず，介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2ヶ月以上経過したあとに，介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)
- (2)要介護者が要支援認定を受け，あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

《留意点》

予防給付を受けていたものが，要支援の認定有効期間の満了の翌月から，サービス事業対象者として総合事業のサービス利用に移行するときは，初回加算の算定を行うことが出来ない。

介護予防ケアマネジメントの加算の取扱いについて②

○介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

- ・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者のサービス事業等の利用状況の情報提供を行うことにより、当該利用者の介護予防小規模多機能型居宅介護における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成に協力を行った場合に算定を行うもの。
- ・ただし、6ヶ月以内に当該加算を算定した利用者については算定できない。また、当該加算は、利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定することができる。

介護予防ケアマネジメント費の区分及び支給限度額について

利用者区分	サービスの組み合わせ	ケアマネジメント費等の区分	支給限度額
事業対象者	サービス事業のみ	介護予防ケアマネジメント費 (様式第七の三)	5,003単位 (要支援1と同じ)
要支援1	予防給付のみ	介護予防支援費 (様式第七の二)	5,003単位
	予防給付+サービス事業	介護予防支援費 (様式第七の二)	
	サービス事業のみ	介護予防ケアマネジメント費 (様式第七の三)	
要支援2	予防給付のみ	介護予防支援費 (様式第七の二)	10,473単位
	予防給付+サービス事業	介護予防支援費 (様式第七の二)	
	サービス事業のみ	介護予防ケアマネジメント費 (様式第七の三)	

* 事業対象者の支給限度額は要支援1と同じです。要支援2並みのサービスが必要な方には、要介護認定をお勧めください。

野田市保健福祉部 介護保険課
介護予防係

〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1

電話 04－7125－1111 (内線2186)

F a x 04－7123－1095

E-mail kaigo@mail.city.noda.chiba.jp